

(参考) マイナンバーガイドライン (事業者編) の改正

(取得番号関係) に係る留意事項

令和 2 年 5 月 25 日

個人情報保護委員会事務局

- 個人情報保護委員会は、今般、情報連携を行う一部の事業者（健康保険組合等）を対象に、マイナンバーガイドライン（事業者編）を改正し、取得番号の取扱いに関する記載を追加しました。
- 取得番号は、従来から、情報連携に使用する「情報提供用個人識別符号」の取得処理の過程でシステム上用いられてきた符号ですが、「戸籍法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 17 号）の一部施行により、取得番号に関する新たな規律（保有制限等）が設けられたところです。
- 上記の法改正を踏まえ、今回、マイナンバーガイドラインにおいて、「情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある」旨の記載を追加しています。
- 取得番号はシステム内で用いられる符号であり、通常、自動的に削除される設定とされている場合が多いものと考えますが、保有制限等の規律が新たに設けられたことを踏まえ、今後の取扱いにご留意ください。